

# 利用料金(単位:円)

令和3年8月

★施設利用加算一覧 ( サービス種類 1:入所 2:短期入所 )

No.1

加算項目	サービス種類	内 容	自己負担金額
経口維持加算(Ⅰ)	1	著しい誤嚥が認められる者に対し計画に従い特別な管理をした場合	436/月
経口維持加算(Ⅱ)	1	誤嚥が認められる者に対し計画に従い特別な管理をした場合	109/月
経口移行加算	1	経口による食事の摂取を進める特別な管理を行う場合	30/日
療養食加算	1・2	医師の指示箋に基く療養食を提供した場合	6・8/食
栄養マネジメント強化加算	1・2	栄養ケア計画に従って、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行うこと。入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施すること	12/日
再入所時栄養連携加算	1	老健の管理栄養士と入院先の管理栄養士が連携して、再入所後の栄養管理の調整を行った場合	218/回
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	1	入所予定日30日以内または入所後7日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービスを策定及び診療方針を決定した場合	490/回
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1	(Ⅰ)かつ、生機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	523/回
試行的退所時指導加算	1	入所期間が1ヶ月を超える入所者に対し、試行的退所する際に入所者及び家族に療養上の指導を行った場合(3月の間に月に1度限り)	436/回
退所時情報提供加算		主治医に診療情報を提供した場合	545/回
入退所前連携加算(Ⅰ)		入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること	654/回
入退所前連携加算(Ⅱ)		退所前後、指定居宅事業所に情報提供(連携)した場合	436/回
初期加算	1	入所した日から30日間に限り加算	32/日
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを行った場合(1月2回以上)、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術助言及び指導を行い、入所者の口腔に関する相談に応じること	90/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1	(Ⅰ)に加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	119/月
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	1	入所後1ヶ月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方内容が変更する可能性があることを説明し、同意を得て退所時又は退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載すること	109/退所時
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	1	(Ⅰ)を算定し、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	261/退所時
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	1	(Ⅰ)と(Ⅱ)を算定しており、6種類以上処方されている内服薬を入所中に1種類以上入所時より減少させていること	109/退所時
緊急時治療管理	1・2	救命救急医療を行った場合(1月に1回、連続する3日を限度)	556/日
総合医学管理加算		施設内で特定の治療を行った場合、診療報酬に準じて算定加算(1月7日を限度)	診療報酬
所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)	1	肺炎、尿路感染症、蜂窩織炎又は帯状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を行い、その内容を診療録に記載している。かつ、当該加算の算定状況を公表・報告すること、医師が感染症の研修を受講していること(1月に1回、連続する10日を限度)	I:256/日 II:517/日
外泊時費用	1	居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度とし、外泊の初日と最終日は算定不可)※下記の外泊時費用と同時算定は不可	394/日
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	1	外泊中、介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合(1月に6日を限度とし、外泊の初日と最終日は算定不可)	872/日
短期集中リハビリテーション実施加算	1	入所者に対し、その入所日から起算して3ヶ月以内の期間に、医師もしくは医師の指示を受けた理学療法士等が、集中的にリハビリテーションを行うこと。	261/日
認知症短期集中リハビリテーション加算	1	認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に、理学療法士等が集中的なリハビリを行うこと。	261/日
個別リハビリテーション加算	2	理学療法士・作業療法士が個別リハビリテーションを行った場合	261/日
緊急短期入所受入加算	2	利用者の状態や家族の事情等により、短期入所を受ける必要があるとケアマネージャーが認めている場合(最大7日間を限度)	98/日
重度療養管理加算	2	要介護度4又は5以上の医療的に重度な利用者に対して、計画的に医学的管理を行い、療養上必要な処置を行った場合	130/日
ターミナルケア加算(31~45日)	1	医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合	87/日
ターミナルケア加算(4~30日)			174/日
ターミナルケア加算(2~3日)			893/日
ターミナルケア加算(死亡日)			1798/日
認知症情報提供加算	1	認知症疾患医療センターへの紹介(入所中につき1回を限度)	381/回

1) 認知症緊急対応加算(Ⅰ)	1	認知症日常生活自立度Ⅲ以上で、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合(入所後7日に限る)	218/日
2) 若年性認知症入所者受入加算	1・2	1)との併用不可	130/日
地域連携診療計画情報提供加算(Ⅱ)	1	保険医療機関を退院した入所者に対して診療計画に基づき治療等を行い、翌月までに地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を提供した場合	327/回
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	1・2	一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有する老健を「基本型」として評価する(月ごとに変動あり)	37/日
認知症ケア加算	1・2	自立度判定基準Ⅲ以上で個別ケアを行った場合	82/日
褥創マネジメント加算(Ⅰ)	1	入所者の褥瘡発生を予防する為、定期的な評価を実施し、厚生労働省に提出して当該情報等を活用していること。その結果に基づき計画に管理していく場合(3月に1回を限度)	3/月
褥創マネジメント加算(Ⅱ)		(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設において、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生がないこと	14/月
排せつ支援加算(Ⅰ)		排尿・排便障害等の為、排泄に介護を要する入所者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、厚生労働省に提出し、その計画に基づき支援を行った場合	10/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	1	(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設において、排便・排尿の少なくとも一方が改善、又はオムツ使用有から無に改善していること	16/月
排せつ支援加算(Ⅲ)		(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設において、排便・排尿の少なくとも一方が改善、かつオムツ使用有から無に改善していること	21/月
短期入所送迎加算(片道)	2	入退所時に送迎を利用した場合	200/回
夜勤職員配置加算	1・2	20名に1名以上、かつ入所者41名以上では2名を越えること	26/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1・2	介護職員の総数の内介護福祉士が80%以上または勤務年数10年以上の介護福祉士が35%以上	23/日
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1	入所者の情報(ADL値、心身の状況など)を厚生労働省に提出しサービス提供時に必要な情報を活用していること	43/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1	入所者の情報(ADL値、心身の状況や疾病・服薬情報など)を厚生労働省に提出しサービス提供時に必要な情報を活用していること	65/月
自立支援促進加算	1	医師が自立支援に係る計画作成等に参加をし厚生労働省に提出している。また、計画に従ったケアをしており、3ヶ月に1回支援計画が見直されていること	327/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	1	リハビリ計画書を作成し入所者又はその家族等に説明し、計画内容を厚生労働省に提出しリハビリテーション提供時に有効な実施のために必要な情報を活用していること	35/月
安全対策体制加算	1	組織的な安全対策を実施する体制が整備されている	21/入所時
介護職員処遇改善加算	1・2	所定単位数×39/1000	
介護職員等特定処遇改善加算	1・2	所定単位数×21/1000	

●自己負担金額については、加算によって請求時期や回数が異なりますので、それぞれ単位をご確認下さい。

費目	金額	内容
日用品費	209円/1日	石鹸、シャンプー、パスタオル、おしぼり等の費用
日用品費	308円/1日	石鹸、シャンプー、パスタオル、おしぼり等の費用 衣類上下セット
レクリエーション費	実費	クラブ活動に参加される方のみ
個室A	4,400円/1日	※居室の広さ・方角により異なる
個室B	2,200円/1日	※居室の広さ・方角により異なる
食費	1～3段階	負担限度額認定証に準ずる通り
	4段階	朝食 530円 昼食 700円 夕食 770円
おやつ代	110円/1日	施設で提供するおやつ代
私物洗濯代	605円/1袋	業者委託 原則として週2回の入浴日毎に回収
理美容料	2,310円/1回	施設内の場合
	2,860円/1回	施設外で契約店利用の場合(シャンプー・リンス込み)
電気使用料	55円/1日	持ちこみ電気器具1つにつき請求
診療情報提供書	5,500円/1枚	他の施設(病院)等に入所(入院)するために提出する診断書作成料
その他文書料		文書発行料については所定の金額を頂きます。詳しくは事務室までお問合せ下さい。
検査料	15,000円 ＊内税	他の施設(病院)等に入所(入院)する為に必要な検査費用
送迎費(短期)	660円/片道	足立区外にお住まいの方が送迎サービスを利用した場合
特別食	別途実費	年4～6回行う特別食(イベント食)

- 上記掲載以外に実費の発生する場合があります(その都度協議となります)。
- 上記の金額は、実際の精算時には端末処理により若干の違いが生じますのでご了承下さい。

介護老人保健施設 むくげのいえ